

市民厚生常任委員会
 令和5年12月14日
 保健衛生部保健所健康増進課
 議案第154号 資料1

指定管理者候補者の選定結果について

保健衛生部保健所健康増進課所管の新潟市口腔保健福祉センターについて、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市口腔保健福祉センター	区分	非公募
所在地	新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 新潟市総合保健医療センター4階		
施設の概要	新潟市口腔保健福祉センターは、市民の口腔保健の向上を図ることを目的として、平成21年4月に設置された施設である。施設には、待合室、歯科診療室、エックス線室等を有しており、日曜日・休日等における歯科救急患者の診療（急患診療）や、障がい者・高齢者等で一般の歯科診療所での診療が困難なものに対する口腔内の疾患に関する診療、指導及び相談並びに摂食嚥下機能回復訓練（特別診療）、そのほか、センターの目的を達成するために、必要な業務などを実施している。		
指定管理者 申請者 評価会議	委員 羽賀 忠大 (Sign&Partners合同会社 公認会計士) 委員 橋口 幸子 (よつばワーク社会保険労務士法人 社会保険労務士) 委員 丸田 秋男 (新潟医療福祉大学 教授) 委員 村山 伸子 (新潟県立大学 副学長) 委員 山際 優子 (新潟市障がい者基幹相談支援センター秋葉 相談員)		
指定管理者 (候補者)	一般社団法人 新潟市歯科医師会 代表者 会長 荒井 節男 住 所 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 新潟市総合保健医療センター4階		
指定期間 (予定)	令和6年4月1日～令和11年3月31日		
選定理由	指定管理者選定にあたっては、新潟市口腔保健福祉センター指定管理者申請者評価会議において、専門的かつ高度なサービス提供が必要な事業の内容から非公募により実施することとし、上記申請者から提出を受けた事業計画書等の資料を基に、事業計画、収支計画等について選定基準に基づき評価を行った。 その後、評価会議における評価結果を参考に検討した結果、上記申請者は指定管理者としての業務遂行能力を有するとして、指定管理者候補者に選定することとした。なお、候補者選定の参考とした評価会議における評価結果は別表のとおりである。		
スケジュール	第1回評価会議 7月21日 ※仕様書・選定基準の決定 申 請 受 付 8月2日～9月11日 第2回評価会議 10月2日 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。		
所管部署 (問い合わせ先)	保健衛生部 保健所健康増進課 TEL: 025-212-8157 (直通) E-mail: kenkozoshin@city.niigata.lg.jp		

【参考】現指定管理期間の評価（平成31年4月～令和6年3月）

指定管理者	一般社団法人 新潟市歯科医師会
総評	コロナ禍においても、市民の歯科口腔保健の向上のため、感染症対策を講じながら診療等業務を継続し、急患歯科診療、障がい者等歯科診療の拠点としての役割を果たした。急患診療、特別診療ともに利用者の満足度は高く、適切な歯科診療、施設管理が行われており、指定管理者として優良と評価する。

別表（評価結果）

選定基準	評価項目	配点	候補者
施設の平等利用の確保	経営理念・経営方針	10点	9.6
	施設の管理方法	10点	9.2
施設の効用を最大限に発揮し、管理経費の縮減が図られる	新潟市の施策に対する理解	5点	4.8
	予算の範囲内での適正な執行	5点	4.2
	稼働率アップへの取組み	5点	4.0
	事業計画の具体性・実現性	5点	4.4
	苦情や要望への対応	5点	4.6
	管理経費縮減の具体的な取組み	5点	3.8
	自主事業の提案内容	5点	4.6
事業計画に沿った管理を安定して行う能力	従事者の雇用・労働条件	10点	9.2
	人材育成・業務改善の取組み	10点	8.8
	安全確保・災害時の対応	5点	4.6
	環境保護の取組み	5点	4.6
	個人情報保護の取組み・関係法令の遵守	5点	4.6
	関係機関との連携・協力	5点	4.4
	地域における障がい者・高齢者等の歯科保健医療の推進に向けた取組み	5点	4.4
合計		100点	89.8

※点数は、評価会議の委員5名の平均

新潟市口腔保健福祉センター指定管理者事業計画

項目	
1. 事業者の概要	一般社団法人 新潟市歯科医師会 ≪設立≫ 昭和22年11月1日 ≪会員数≫ 521人(令和5年11月30日現在) ≪事業内容≫ 施設の管理運営 研修会の企画・開催 ほか ≪施設管理実績≫ 指定管理者 新潟市口腔保健福祉センター(平成21年4月～)
2. 経営理念・経営方針	新潟市歯科医師会は、一般社団法人であり営利を目的としない団体であり、その定款には、「本会は、医道の高揚、歯科医学、医術の進歩発達と公衆衛生の普及向上とを図り予防歯科学の完成に努力し、社会ならびに会員の福祉を増進することを目的とする。」とある。新潟市歯科医師会の理念及び新潟市口腔保健福祉保健センター条例(以下「条例」という。)第1条に基づき、市民の口腔保健の向上に寄与することを経営理念とする。
3. 指定管理者申請の動機	新潟市口腔保健福祉センター(以下「センター」という)は、新潟市における公衆衛生の増進と福祉の向上を図るための公共施設であり、その役割は、公益である当会の定款の趣旨に合致し、理念を遂行する上でも非常に有益であると考えている。条例第2条に示されている業務、日曜日、休日等における歯科救急患者の診療(以下「急患診療」という。)、及び障がい者、高齢者等で一般の歯科診療所での診療が困難なものに対する歯科口腔診療(以下「特別診療」という。)において、歯科保健医療を提供するには、当会が管理団体として相応しいと考えられること、また、過去3期にわたる管理運営の経験を活かし、今後も市民の口腔保健の向上に寄与していくことが責務であると考えていることから、申請を行うもの。
4. 事業計画 (1)運営方針 (2)事業計画 (3)利用者数及び 利用料収入見込 (4)自主事業計画	(1) 市民の口腔保健の向上を図るため、条例及び新潟市口腔保健福祉センター指定管理業務仕様書に基づき、急患診療、特別診療を行うことを運営方針の基本とする。 (2) 急患診療においては、見込まれる受診者数に応じた人員配置を行い、スムーズな診療体制を確立する。特別診療においては、障がい者、高齢者等で歯科保健医療サービスを受けることが困難な者の口腔の健康保持、増進を図るとともに、地域の障がい者歯科医療の発展、充実に努める。さらに、地域の人材育成などを通して、地域の障がい者歯科医療の発展・充実につとめる。リーフレットやポスターなどの作成やホームページを通して、市民に周知する。特別診療においては、障がい者及び要介護高齢者関連施設などに施設訪問し、状況把握を行いながら、歯科受診を促し地域の歯科医療の発展、充実に努めることが、利用者数の増加につながると考える。 その他、施設及び設備の維持管理に関する業務、事業計画書・収支予

	<p>算書・事業報告書の作成に関する業務、「口腔健診・研修事業」、「口腔ケア研修事業」、施設訪問・市民相談、広報に関する業務、スタッフの研修、条例第10条に規定する手数料の徴収に関する業務などを、仕様書に基づき行う。</p> <p>(3) 利用者数及び利用料収入（年間見込み（5年平均））</p> <table border="1" data-bbox="509 340 1187 479"> <tr> <th colspan="2">利用者数（人）</th> <th rowspan="2">診療報酬収入 （円）</th> <th rowspan="2">物品販売 （円）</th> </tr> <tr> <th>急患診療</th> <th>特別診療</th> </tr> <tr> <td>643</td> <td>1,810</td> <td>24,487,000</td> <td>288,000</td> </tr> </table> <p>(4) 自主事業計画</p> <p>障がい者歯科医療は、個々に特別な配慮や工夫が必要であり、十分な知識と技術の習得と研鑽が必要となる。障がい者の口腔保健の向上を図るために、地域の障がい者歯科医療を担う人材の育成を目的として、新潟県歯科医師会新規会員に対する研修事業を自主事業として実施する。</p>	利用者数（人）		診療報酬収入 （円）	物品販売 （円）	急患診療	特別診療	643	1,810	24,487,000	288,000																											
利用者数（人）		診療報酬収入 （円）	物品販売 （円）																																			
急患診療	特別診療																																					
643	1,810	24,487,000	288,000																																			
<p>5. サービス内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 ・休館日の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・開館日、休館日 月～金曜日及び日曜日を開館日とし、土曜日は休館日とする。 ただし、土曜日が急患診療日に該当する場合は、開館日とする。 ・診療日 急患診療：日曜、休日、お盆（8月13日～同月15日）、 年未年始（12月31日～翌年1月3日）午前10時～午後5時 特別診療：平日の火、水及び金曜 午後2時～午後5時 平日の木曜 午前9時～午後12時 及び 午後2時～午後5時 																																					
<p>6. 収支計画 (R6年度)</p>	<table border="1" data-bbox="448 1077 1430 1366"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: left;"><収入></td> <td colspan="2" style="text-align: left;"><支出></td> </tr> <tr> <td>・指定管理料：</td> <td>32,300 千円</td> <td>・人件費：</td> <td>43,416 千円</td> </tr> <tr> <td>・診療報酬収入：</td> <td>24,487 千円</td> <td>・管理費：</td> <td>1,279 千円</td> </tr> <tr> <td>・その他収入：</td> <td>288 千円</td> <td>・事務費：</td> <td>6,341 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・事業費：</td> <td>6,039 千円</td> </tr> <tr> <td>合計：</td> <td>57,075 千円</td> <td>合計：</td> <td>57,075 千円</td> </tr> </table>	<収入>		<支出>		・指定管理料：	32,300 千円	・人件費：	43,416 千円	・診療報酬収入：	24,487 千円	・管理費：	1,279 千円	・その他収入：	288 千円	・事務費：	6,341 千円			・事業費：	6,039 千円	合計：	57,075 千円	合計：	57,075 千円													
<収入>		<支出>																																				
・指定管理料：	32,300 千円	・人件費：	43,416 千円																																			
・診療報酬収入：	24,487 千円	・管理費：	1,279 千円																																			
・その他収入：	288 千円	・事務費：	6,341 千円																																			
		・事業費：	6,039 千円																																			
合計：	57,075 千円	合計：	57,075 千円																																			
<p>7. 組織・人員体制</p>	<p>新潟市歯科医師会にセンター部会を設置し、理事2名、部員5名を選任し、管理運営に関わる会議、業務を行う。診療時の人員体制は以下の通り。</p> <table border="1" data-bbox="472 1464 1430 2033"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">急患診療</th> <th colspan="2">特別診療</th> </tr> <tr> <th>外来</th> <th>往診</th> <th>外来</th> <th>往診</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日時</td> <td></td> <td>日・休日・ お盆・年未年始 午前10時 ～午後5時</td> <td>火・水・金 午後2時 ～午後5時 木 午前9時 ～午後12時 午後2時 ～午後5時</td> <td>木（第2、4） 午後2時 ～午後5時</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人員 (人)</td> <td>歯科医師</td> <td>1～3</td> <td>1～2</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>1～4</td> <td>3～6</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受付</td> <td>1～2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記を基本とし、年間の出務表を作成して人員配置を行う。</p>			急患診療		特別診療		外来	往診	外来	往診	日時		日・休日・ お盆・年未年始 午前10時 ～午後5時	火・水・金 午後2時 ～午後5時 木 午前9時 ～午後12時 午後2時 ～午後5時	木（第2、4） 午後2時 ～午後5時		人員 (人)	歯科医師	1～3	1～2	2		歯科衛生士	1～4	3～6	2		薬剤師	1	0	0		受付	1～2	1	0	
				急患診療		特別診療																																
		外来	往診	外来	往診																																	
日時		日・休日・ お盆・年未年始 午前10時 ～午後5時	火・水・金 午後2時 ～午後5時 木 午前9時 ～午後12時 午後2時 ～午後5時	木（第2、4） 午後2時 ～午後5時																																		
人員 (人)	歯科医師	1～3	1～2	2																																		
	歯科衛生士	1～4	3～6	2																																		
	薬剤師	1	0	0																																		
	受付	1～2	1	0																																		

	<p>急患診療においては、利用者が多く見込まれる連休や年末年始などは、増員して対応する。</p> <p>特別診療においては、常勤歯科医師、常勤歯科衛生士を中心として、曜日、時期、診療内容により人員を変更して対応する。</p>
8. 雇用・労働条件	<p>従事者には、契約の期間、賃金、就業時間などの重要な労働条件を明示する。適正な賃金を支給し、休日、年次有給休暇を適切に与える。労働時間は、出勤簿、タイムカードで把握し、記録する。勤務形態によって厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険、傷害保険に加入し、労働安全衛生法に定められた定期健康診断を年1回実施する。</p>
9. 安全確保及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル、災害対策マニュアル、医療安全指針、院内感染対策指針、医薬品管理指針、医療事故防止マニュアルを作成し、職員に周知する。 ・センター長を防火責任者として選任し、避難誘導、緊急活動等の役割分担、体制を職員に周知し、年に1回、職員への研修を行う。 ・自動体外式除細動器（AED）は、常に良好な状態で使用できるよう点検し、知識・技術の習得に努める。
10. 要望・苦情への対応	<p>待合室にご意見箱を設置し、利用者から要望、苦情等を収集するとともに、1年に1回利用者アンケートを実施する。要望、苦情、アンケートによる要望は、所管課に報告し、協議の上対応する。</p>
11. 個人情報の取扱い・コンプライアンス	<p>カルテなどの医療情報を適切に管理するとともに、個人情報保護法等に則り適切に管理する。施設内に設置している監視カメラについては、掲示物により利用者へ周知する。個別検討資料として録画映像を使用する場合は、同意書により同意を取得し、適切に管理する。新潟市における法令遵守の推進等に関する条例を十分理解し、コンプライアンス体制の確立に取り組む。</p>
12. 環境保護の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りリサイクル商品、エコ商品等を使用する。 ・省エネルギーの徹底を図る。 ・医療廃棄物及び感染性廃棄物については、廃棄物処理専門業者に処理を委託し、確実な処理を行う。
13. 関係機関との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟大学医歯学総合病院、日本歯科大学新潟病院、新潟市民病院など、三次医療機関との連携を図るとともに、歯科医師会員のネットワークを有効活用し、一次医療機関との連携を行う。 ・障がい者関連福祉施設、高齢者関連福祉施設などの関係者と意見交換を行う場を設け、多職種と連携・協力する。 ・施設訪問等を行い、現場の状況を把握する。
14. 地域における障がい者・高齢者等の歯科保健医療の推進に向けた取り組み	<p>歯科保健事業として、市内の障がい者福祉施設の利用者と職員に対する「口腔健診・研修事業」と高齢者福祉施設の職員に対する「口腔ケア研修事業」を実施する。「口腔健診・研修事業」では、利用者の口腔内状況を把握し、適切な歯科保健指導を行うとともに、かかりつけ医への受診勧告やセンターへの受診へのつなげることにより、口腔保健の向上を図る。「口腔ケア研修事業」では、高齢者施設職員に対して口腔ケアや摂食嚥下に関する研修会を行うことにより、高齢者のQOLの維持につなげていく。</p>